

鞍手町選挙投票区再編計画（案）に対するパブリック・コメントの実施結果について

1、意見募集の概要

意見の募集期間	平成26年7月1日～平成26年7月31日
意見の周知方法	町ホームページ、公共施設（役場・中央公民館・総合福祉センター掲示及び同施設での閲覧）
意見の提出方法	電子メール、郵便、FAX、持参

2、意見内容とその対応

パブリック・コメントの結果、鞍手町選挙投票区再編計画（案）について、一部変更をすることになりました。

パブリック・コメント実施時	変更後
第1投票所（古月保育所）	第1投票所（古月小学校）
マイクロバス 町全体を巡回	マイクロバス 投票所までのピストン輸送

3、提出されたご意見及び選挙管理委員会の考え方

No	ご意見	ご意見に対する考え方	区分
1	<p>投票区の規模として示されている昭和44年の旧自治省選挙部長通知では、投票所から有権者の住所までの道程が3km以上ある地区にあっては遠距離地区の解消に努めることになっていることや1投票区の有権者は概ね3,000人を限度とすること。また、投票所から有権者の住所までの道程が2km以上あつてかつ有権者数が2,000人を超える場合は投票所の増設に努めることとなっている。</p> <p>このことは制度改正や事務改善、車社会の進展など選挙を取り巻く状況が変化しているとしても、昭和44年に選挙部長通知で投票区の基準が示されて以後、新たな基準は示されておらず、現在も昭和44年に示された基準が投票区の規模の基準になっている。</p> <p>したがって、今回の再編計画案は旧自治省選挙部長通知で国が示した投票区の規模の基準に合致せず、適正を欠いた計画となっている。</p>	<p>ご意見のとおり、昭和44年の通知は今も変更はありませんが、福岡県選挙管理委員会に確認をした中で、投票所の設定は地域の実情に応じ、地域の選挙管理委員会が判断し、運用していくということでした。</p> <p>通知が出された昭和44年当時はバス・自転車・徒歩が移動手段の中心でしたが、その後、車社会の進展により移動可能距離が拡大していること、また、投票事務システムの導入による事務の改善、期日前投票の浸透などで、投票当日の受付で長時間かかるといったようなこともなくなっております。</p> <p>町選挙管理委員会としては、このような現状から、今回の再編計画でも対応できると考えていますので、ご理解をお願いいたします。</p>	D

2	<p>福岡県内の1投票区の平均人数が3,431人なので、投票区の有権者数が3,500人程度でも支障はないとあるが、これは福岡市など人口密度の高い都市を含めた平均値であり、投票所までの距離や投票区の面積、公共交通の利便性などで都市とは大きな隔りがある。</p> <p>したがって、単純に福岡県内の平均値を基準に鞍手町でも支障はないとはならない。</p>	<p>昭和44年当時は投票所において受付に時間を要していました。しかし近年は投票事務システムの導入、期日前投票制度の普及等により受付時間が短縮されていることなどから、有権者数が3,500人程度でも対応できると考えます。また、車社会の進展で投票所へは車での来場が多くなっているのが現状です。</p> <p>今回の再編では、選挙当日に投票所までマイクロバスを出すなど車での来場が困難な有権者に対する手立ても講じますので、ご理解をお願いいたします。</p>	D
3	<p>投票所へマイクロバスを巡回させ、交通手段を確保するとあるが、投票日当日の投票は、投票所が指定されているため、町全域を巡回するバスは投票所と反対方向に巡回することも考えられ、ほとんど意味がない。また、投票区ごとに巡回するとしても運行する際のバス停や巡回回数、定時制などが有権者にとって利用するに値するかどうかははっきりせず、投票区の統合により、投票率の低下を防ぐ方策となるかは定かでない。むしろ経費ばかりが嵩むことになりかねない。</p>	<p>ご意見の内容について検討した結果、マイクロバスは町内をぐるっと回るのはではなく、投票所を中心としたピストン輸送での運用を考えております。</p> <p>利便性を図るとともに、距離による投票率の低下を防ぐことも目的として、利用しやすいバスの運行を十分に検討していきます。</p>	A
4	<p>現在の9投票区による選挙の執行は、昭和44年の旧自治省選挙部長通知によって定められた基準を充足しており、かつ選挙の執行が滞るほどの特段の事情も見受けられないので、中学校統合による2投票所の対応を考えればよい。にもかかわらず中学校統合や投票処理人数に余裕ができたことなどで一度に投票所を半分近く削減することは、国民の最も重要な基本的権利を軽視し、効率性だけを追求した再編計画となっている。</p> <p>以上のことから、今回の再編計画はあまりにも拙速であり、有権者に対する配慮の欠けた計画と言わざるを得ない。</p>	<p>今回の投票区見直しは、昭和44年以降、車社会の進展、投票事務の改善、期日前投票制度の導入など、投票にかかる状況が変わってきていることから、中学校の統合を機会に、有権者数や投票所までの距離などを勘案して、投票区を総合的に検討してまとめたものです。</p> <p>西川小学校の多目的ホールを投票所というご意見ですが、教育委員会と協議した中で、校舎の利用は従来から避けてきた経緯があるため今後も避けるべきと考えております。</p>	D

	<p>そこで、中学校統合に伴い、2投票所が使用できなくなるとのことから次のように9投票区を8投票区に再編し、第8投票所については西川小学校に投票所を設置するように意見を述べる。</p> <p>第1、第3、第4、第7、第8、第9投票区は従前と変わらず、第8投票所を除いて投票所も従前と同じ場所を使用する。</p> <p>第8投票所については隣接する西川小学校の多目的ホールを投票所とする。西川小学校の多目的ホールは駐車場からホールまでに段差は2段しかなく、他の投票所と大差ない。またホールは面積的には申し分なく、他の教室とも遮断されている。駐車場も広く、投票所として全く問題ない施設と考える</p> <p>第2投票区は従前の対象行政区に第5投票区の対象行政区となっている西区の一部と木月の一部を編入し、投票所は古月保育所とする。</p> <p>第6投票区は従前の対象行政区に第5投票区の対象行政区となっている東区、南区、北区と西区の一部を編入し、投票所は剣北小学校を使用する。</p> <p>以上のことから第5投票区だけを隣接する他の投票区に振り分けることで8投票区に再編し、第8投票所は西川小学校に設置することが最も合理的で且つ有権者にとっても混乱なく、スムーズに受けられやすい再編案であると考え。</p>	<p>また、投票区の対象行政区の分割については、混乱を招くことが大いに考えられるため、町選挙管理委員会としては投票区の分割は考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。</p>	
5	<p>第1と第2投票区の統合で投票所が古月保育所となっているが、古月保育所は駐車場が狭く、また駐車場への出入口も狭いため、統合で3,000人ちかくなる有権者の対応は難しいのではないかと。近くに古月小学校があるので、駐車場も広いし、小学校を利用した方がいいと考える。</p>	<p>ご意見のとおり、古月保育所は現状、駐車場が狭く、また出入口も狭いため、統合により車で来られる方が増えることを考えると、幹線道路に路上駐車するといった問題がでてくるのではと危惧されます。</p> <p>古月小学校であれば、駐車場の問題はありませぬので、このご意見は採用させていただきます。</p>	A

6	<p>1 番有権者数の多い第 7 投票所だけを総合福祉センターにしたらどうか。第 8 投票所と 1 番有権者数の少ない第 9 投票所を統合し、投票所を室木小学校にすれば、距離や有権者数の面でもバランスがとれるのではないか。</p>	<p>総合福祉センターは西川地区の中心に位置する公共施設で駐車場は広く、かつ投票に係る環境も整っていることなどから、第 7 投票所と第 8 投票所を統合して同施設を活用した方がよいと考えています。</p> <p>また、室木小学校につきましては有権者数のバランス面で不均衡ではありますが、投票所までの距離を考慮したということで、ご理解をお願いいたします。</p>	C
---	---	--	---

【区分の説明】

- A…意見を計画等に反映するもの B…意見が既に反映されているもの
C…意見を今後の参考とさせていただくもの D…意見を反映する見込みのないもの